

長泉町告示第2号

長泉町中小企業等奨学金返還支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年1月6日

駿東郡長泉町長 池田 修

長泉町中小企業等奨学金返還支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の中小企業者等の採用力強化を図るため、従業員の奨学金返還を支援する中小企業者等に対し、予算の範囲内において、県と連携して補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県中小企業等奨学金返還支援事業費補助金交付要綱（令和7年9月3日付け就産第226号静岡県知事通知）、長泉町補助金等交付規則（昭和54年長泉町規則第10号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業等奨学金返還支援事業 県、町及び中小企業者等（支援事業者に該当する者に限る。）の三者が連携して、奨学金を返還している又は将来において返還することが確定している従業員（支援対象者に該当する者に限る。）の奨学金返還を支援する事業をいう。
- (2) 中小企業者等 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第2項に規定する中小企業者等をいう。
- (3) 奨学金 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
 - イ 地方公共団体、大学、民間企業その他の奨学金貸与機関が貸与する奨学金。ただし、静岡県医学修学研修資金、静岡県看護職員修学資金貸付金、静岡県保育士修学資金貸付金、静岡県介護福祉士修学資金貸付金その他の学資金で、特定の職種へ就職した場合又は特定の地域に居住した場合その他一定の要件に該当した場合に返還の全部又は一部が免除されることとなるものを除く。
- (4) 支援事業者 従業員の奨学金返還を支援するため、従業員に対して奨学金返還支援手当等として金銭を支給し、又は従業員に代わって奨学金貸与機関に対して奨学金の

返還を行う中小企業者等をいい、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。

ア 県内に本店又は主たる事業所を有すること。

イ 町内に事業所を有すること。

ウ 町に対し、中小企業等奨学金返還支援事業に係る補助金を申請する日の3年前から当該申請する日の前日までの間に、労働関係法令に違反していないこと。

エ 県税、町税等の未納がないこと。

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業（麻雀屋、パチンコ屋、ゲームセンター及び料理旅館等飲食を伴うもので明らかに食事の提供が主目的なものは除く。）又は性風俗関連特殊営業を営む者でないこと。

カ 静岡県暴力団排除条例（平成23年静岡県条例第25号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。また、暴力団又は暴力団員等と関係を有する者でないこと。

(5) 支援対象者 支援事業者に採用され、町内の事業所に勤務している雇用期間の定めのない従業員（試用期間を含む。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。

ア 支援事業者に雇用された日（以下「雇用日」という。）において、奨学金を返還中であること、又は将来において返還することが確定していること。

イ 支援事業者が従業員の奨学金返還を支援する制度を設けた日又はこの要綱が施行された日のいずれか遅い日以後に採用された者であること。

ウ 支援事業者から奨学金返還の支援を受ける日の属する年度の3月31日において、35歳以下であること。

エ 雇用日の属する年度の4月1日から5年を経過した者でないこと。

オ 奨学金返還に関し、他の補助金その他の金銭的支援を受けていないこと。

カ 事業主と同居している3親等以内の親族でないこと。ただし、勤務実態及び勤務条件が当該者以外の従業員と同様であると、町長が認めた場合は、この限りでない。

キ 役員その他の事業主と利益を同一にする地位の者でないこと。

ク その他支援対象者とすることが適当でないと、町長が認めた者でないこと。

（補助対象経費等）

第3条 補助の対象は、支援事業者が行う1月1日から12月31日までの間における中小企

業等奨学金返還支援事業に要する費用（以下「補助対象経費」という。）とし、支援対象者1人当たり、当該費用総額の3分の2以内とする。ただし、支援対象者が当該年において奨学金の返還に要し、又は返還することとされている額の合計額の3分の1以内とし、8万円を限度とする。

（交付の申請等）

第4条 補助金の交付を受けようとする支援事業者は、長泉町中小企業等奨学金返還支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（変更事業計画書）（様式第2号。以下「事業計画書」という。）
- (2) 申立書（様式第3号）
- (3) 同意書（様式第4号）
- (4) 奨学金返済支援手当等の支給根拠となっている内部規定等の写し
- (5) 雇用契約書その他の雇用関係及び雇用形態が確認できる書類の写し
- (6) 支援対象者の奨学金返還額がわかる書類の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 前項の書類は、補助金の交付を受けようとする年度の11月30日まで、かつ、支援事業者が、支援対象者に支援しようとする日の2週間前までに提出しなければならない。なお、当該年度の4月30日までに当該書類が提出された場合は、当該年の1月1日に遡って補助の対象とすることができる。

（交付の決定）

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、長泉町中小企業等奨学金返還支援事業費補助金交付決定（却下）通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第6条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 中小企業等奨学金返還支援事業の内容の変更（補助対象経費の20パーセント以下の変更を除く。）、中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 中小企業等奨学金返還支援事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない

こと。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(変更の承認申請等)

第7条 支援事業者は、前条第1号の規定による町長の承認を受けようとするときは、長泉町中小企業等奨学金返還支援事業計画変更承認申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、長泉町中小企業等奨学金返還支援事業費補助金変更交付決定(却下)通知書(様式第7号)により、支援事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 支援事業者は、中小企業等奨学金返還支援事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日(前条の規定による町長の承認を受けた場合(変更の承認を除く。))は、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日)までに、長泉町中小企業等奨学金返還支援事業実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(様式第9号)

(2) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、長泉町中小企業等奨学金返還支援事業費補助金交付確定通知書(様式第10号)により、支援事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 支援事業者は、前条の確定通知書を受領したときは、速やかに、請求書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 町長は、支援事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は補助金を返還(以下「交付決定の取消し等」という。)させること

ができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) この要綱に基づき提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) その他町長が交付を不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定による交付決定の取消し等の決定をしたときは、支援事業者に対し、長泉町中小企業等奨学金返還支援事業費補助金交付決定取消通知書及び返還命令書（様式第12号）により通知するものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 中小企業者等への周知その他必要な行為は、この告示の施行前においても行うことができる。